

随意契約に係る情報の公表（物品・役務）

物品役務等の名称及び数量	契約職等の氏名、部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計規程の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・応募 者数	
独立行政法人会計システム運用支援業務 任意	契約職 国立研究開発法人土木研究所 理事長 西川 和廣 茨城県つくば市南原1番地6	平成31年4月1日	(株)NTTデータ・アイ 東京都新宿区揚場町1番18号	2011101056358	本業務は、当所の会計事務処理を行うため、既に購入の上、使用している「会計ソフトウェア（会計基本システム、資産等管理システムを含む）」（以下「会計ソフトウェア」という。）を運用するにあたって、会計ソフトウェア及び会計システム用サーバの保守・管理に関する運用支援を行うものである。 左記業者は、会計ソフトウェアを設計、開発するとともに会計ソフトウェアの著作権を有している。また、業務内容に係る会計ソフトウェアの情報は公表されておらず、本業務を遂行するために必要な情報を有している唯一の業者である。 よって、国立研究開発法人土木研究所会計規程第52条第4項第一号及び国立研究開発法人土木研究所契約事務取扱細則第26条第1項第二号トの規定により、左記業者と随意契約するものである。	2,214,000	2,214,000	100.0%					
遠隔操作型油圧ショベル改造 国立研究開発法人土木研究所 建設機械 屋外実験場	契約職 国立研究開発法人土木研究所 理事長 西川 和廣 茨城県つくば市南原1番地6	令和元年10月17日	日立建機日本(株) つくば営業所 茨城県つくば市緑ヶ原4-12	7030001037230	本件は、国立研究開発法人土木研究所が所有する遠隔操作型油圧ショベルの改造を行うものである。 本改造の対象となる遠隔操作型油圧ショベル（以下「本油圧ショベル」という。）は、製造者（日立建機(株)）の独自技術により自律操縦・遠隔操縦に対応した特別仕様になっており、電気系統及び油圧系統等の仕様が通常の油圧ショベルと大幅に異なっているため、改造にあたっては、製造者のみが保持する技術が必要である。 よって、当該製造業者である日立建機(株)より本油圧ショベルのサービス、修理、改造等に関する業務を移管されている日立建機日本(株)（以下「特定法人」という。）を契約の相手方とする契約手続を行う予定とした。 特定法人以外の者で、応募要件を満たし、本件の実施を希望する者の有無を確認する目的で参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、特定法人が本件を遂行できる唯一の者であると確認された。 よって、国立研究開発法人土木研究所会計規程第52条第4項第一号及び国立研究開発法人土木研究所契約事務取扱細則第26条第1項第二号ニの規定により、上記業者と随意契約するものである。	3,960,000	3,960,000	100.0%					
令和元年度会計監査 国立研究開発法人土木研究所、国立研究 開発法人土木研究所寒地土木研究所及び 任意	契約職 国立研究開発法人土木研究所 理事長 西川 和廣 茨城県つくば市南原1番地6	令和元年11月21日	太陽有限責任監査法人 東京都港区元赤坂1丁目2番7号	4010405002470	独立行政法人は、独立行政法人通則法第39条の規定により、会計監査人によって財務諸表等の監査を受けなければならない。 上記の太陽有限責任監査法人は、独立行政法人通則法第40条の規定により、国土交通大臣が選任した会計監査人である。 よって、国立研究開発法人土木研究所会計規程第52条第4項第一号及び国立研究開発法人土木研究所契約事務取扱細則第26条第1項第一号イの規定により、上記法人と随意契約を行うものである。	6,534,000	6,534,000	100.0%					
三次元大型振動台補機制御盤修繕 国立研究開発法人土木研究所 振動実験 施設	契約職 国立研究開発法人土木研究所 理事長 西川 和廣 茨城県つくば市南原1番地6	令和2年1月28日	(株)日立インダストリアルプロダク 東京都千代田区神田練堀町3番地	6010001196062	本修繕は、国立研究開発法人土木研究所振動実験施設に設置されている三次元大型振動台（以下「本振動台」という。）を構成する各種装置のうち、補機制御盤のプロگرامブル・ロジック・コントローラ（以下「PLC」という。）の更新及びPLCに搭載されているプログラムの修正（既設PLCの製造中止の為）を行うものである。 本振動台の変電盤及び補機制御盤等は、(株)日立インダストリアルプロダクツが独自に管理保有している技術をもとに、当所の研究目的を達成するために設計・開発・製作・設置を一貫して行ったものである。 本修繕の実施にあたっては、本振動台の既存システムの構成を理解した上で制御プログラムの修正を適切に行う技術力を有していることが求められる。 このことから、技術的要件を兼ね備えている上記法人を特定者とした上で、特定者以外に本修繕の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。 公募の結果、参加意思確認書の提出が無かったため、特定者が本修繕を遂行できる唯一の者であることが確認された、上記法人と契約を行うものである。 よって、国立研究開発法人土木研究所会計規程第52条第4項第一号及び国立研究開発法人土木研究所契約事務取扱細則第26条第1項第二号ニの規定により、上記法人と随意契約するものである。	3,228,500	3,190,000	98.8%					